県外等で接種されたお子さんの予防接種費の補助をします

やむを得ない事情により，県外等の医療機関で小児の定期予防接種を接種される場合は，事前に三原市に申請書類を提出する必要があります。
接種費用はいったん全額自己負担となりますが，接種後の手続きが完了した後に払い戻しを受けることができます。（上限額あり）

■ 対象者

三原市に住所を有する人で，県外等の医療機関での定期の予防接種を希望し，三原市が発行する「予防接種依頼書」の交付を受けている人

※「予防接種依頼書」の交付を受けずに接種を受けた場合は，補助金交付はできません。

■ 対象の予防接種と基準額

令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

・Ｂ型肝炎	5,700円	・BCG	10,600円
・ヒブ（Hib）	8,200円	・小児用肺炎球菌	11,200円
・不活化ポリオ	9,200円	・五種混合	19,400円
・四種混合	10,400円		
・二種混合	4,700円	・麻しん風しん（MR）	9,900円
・麻しん	6,400円	・風しん	6,400円
・水痘	8,200円	・日本脳炎	6,800円
・ロタテック	9,300円	・ロタリックス	14,500円
・子宮頸がん予防（サーバリックス・ガーダシル）			16,500円
・子宮頸がん予防（シルガード）			27,700円

※助成する金額は，基準額と接種費用を比較して，低い方の金額となります。
場合によっては，一部自己負担が生じます。

■ 手続きと接種の手順　※詳しくは裏面をご確認ください。

(1) 滞在先の市町村で，定期予防接種ができる医療機関を確認する。
↓
(2) **母子手帳**を持って，三原市こども安心課で申請の手続きをする。
↓
(3)「補助金交付決定通知書」，「予防接種依頼書」，「補助金実績報告書」，「請求書」の交付を受ける。
（交付までに２週間程度かかります。）
↓
(4)「予防接種依頼書」，「予診票」，「母子健康手帳」を医療機関に提出して，予防接種を受ける。
↓
(5) 接種後，医療機関で領収書と予診票の写しを受け取る。
↓
(6) 次の書類を添えて，補助金実績報告書と請求書を三原市こども安心課へ提出する。

※接種後，令和８年３月31日までに申請してください。

・接種料金がわかる領収書（あれば明細書も持参）
・予診票の写し
・予防接種の記録が記載された母子健康手帳
・振込先口座がわかるもの

【お問い合わせ】
三原市こども安心課　℡ 0848－67－6061

【予防接種費用支払までの流れ】
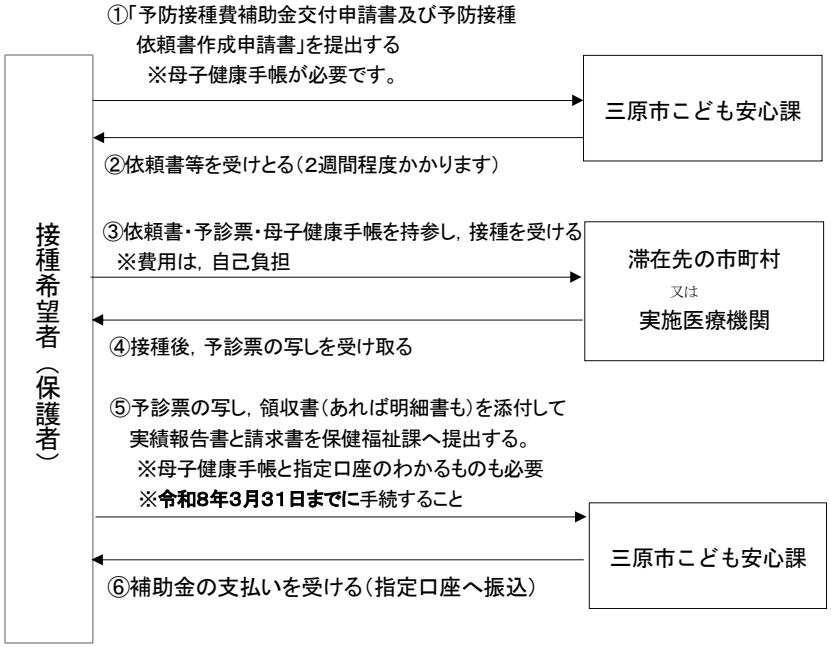
※一部自己負担が生じる場合があります。